

**改正**

平成19年11月9日告示第401号

平成24年3月30日告示第144号

平成28年3月31日告示第57号

吹田市大規模小売店舗設置に関する協議要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市における大規模小売店舗の立地が地域社会に与える影響を考慮して、設置に伴う周辺の地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について大規模小売店舗を設置する者と協議することにより周辺の地域環境との調和を図り、もって市民生活の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「店舗面積」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。

2 この要綱において「大規模小売店舗」とは、大店立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

(事前の届出)

**第3条** 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者は、別表第1に規定する事項を大店立地法第5条第1項の規定に基づく届出前に市長に届け出なければならない。

2 現に設置している大規模小売店舗の店舗面積の増加をする者は、別表第2に規定する事項を大店立地法第6条第2項の規定に基づく届出前に市長に届け出なければならない。

(協議)

**第4条** 前条の規定による届出をした者は、その内容について市長と協議をしなければならない。

(意見の通知)

**第5条** 市長は、第3条の規定による届出に関して意見を有する場合にはその内容を、意見を有しない場合にはその旨を当該届出があった日から4月以内に当該届出をした者に通知するものとする。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、大規模小売店舗の設置に関する協議に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者が、この告示の施行の日以後最初に店舗面積の増加をする場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、別表第1に規定する事項を大店立地法附則第5条第1項の規定に基づく届出前に市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、第3条第2項の規定による届出とみなす。

**附 則** (平成19年11月9日告示第401号)

この告示は、平成19年11月12日から施行する。

**附 則** (平成24年3月30日告示第144号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日告示第57号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

大規模小売店舗新設に関する届出事項

- 1 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 環境に対する基本的な考え方
- 5 大規模小売店舗の新設をする日
- 6 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 7 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の面積及び位置並びに収容台数
  - (2) 駐輪場の面積及び位置並びに収容台数
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 8 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - (3) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置並びに誘導方法
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 9 関連する平面図及び上記の各事項の位置並びに台数等を表示した図面

別表第2（第3条関係）

大規模小売店舗の店舗面積増加に関する届出事項

- 1 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 環境に対する基本的な考え方
- 4 現行の店舗面積
- 5 増加後の店舗面積
- 6 増加する年月日
- 7 増加する理由
- 8 その他の変更事項
- 9 関連する平面図